

2008年5月14日

日本フットケア学会学会員の皆様

## 「糖尿病合併症管理料」について

日本フットケア学会  
理事長 熊田佳孝



2008年度の診療報酬改定に伴い、「糖尿病合併症管理料」が新設されました。

そこに記載されている「専任看護師」の要件を満たす「適切な研修」につきまして、日本フットケア学会では専門委員会を設け、研修会開催を検討する予定です。

また、学会理事で検討した結果、過去に学会主催で開催した研修のうち、「ドイツ海外研修ツアー2005(2005年10月10～16日開催)」、「スイス・ドイツ海外研修ツアー2006(2006年11月2～9日開催)」、「フットケア実技指導研修(2007年8月2～7日開催)」につき、診療報酬の要件を満たす「適切な研修」に該当するかを、厚生労働省に確認することにいたしました。返答があり次第、学会HPなどでお知らせいたします。

過去の学術集会、セミナー、研究会につきましては、「適切な研修」に該当しないと判断いたしましたので、ご了承ください。また、2008年11月の日本フットケア学会大分セミナーの際に開催いたします「第1回フットケア指導士認定講習」は1日間の開催であるため、「糖尿病合併症管理料」の算定に該当する適切な研修の要件を満たしていません。要件を満たすための追加講習の開催に関しては、今後検討をしていく所存です。

また、日本フットケア学会の質問に対する厚生労働省保険局医療課からの回答を下記掲載いたしましたので、ご参照ください。

その他管理料に関するご質問に関しましては、[各都道府県社会保険事務局に直接おたずねくださいますようお願いいたします。](#)

### 糖尿病合併症管理料 170点(月1回)(外来の評価)

糖尿病足病変ハイリスク要因を有する患者に対し、専任の医師又は医師の指示に基づき専任の看護師が、重点的な指導・管理を実施した場合の評価を新設する。

#### [算定要件]

足潰瘍、足趾・下肢切断既往、閉塞性動脈硬化症、糖尿病神経障害等の糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた者に対し、専任の常勤医師又は専任の常勤看護師が、糖尿病足病変に関する療養上の指導を30分以上行った場合に算定できることとする

・専任の常勤医師:糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する者

・専任の常勤看護師:糖尿病足病変の看護に従事した経験を5年以上有し、かつ、糖尿病足病変に係る適切な研修を修了した者

## 日本フットケア学会の質問に対する厚生労働省保険局医療課からの回答

2008年4月30日(水)現在

### 1. 医師の要件について

「糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する専任の常勤医師」とは、糖尿病の専門医や認定医を持った医師のみとなるのでしょうか。

例えば、糖尿病性潰瘍は皮膚科で診察をおこない、糖尿病自体の治療は内科で行っている病院の場合は、両方の医師を届け出ればいいのでしょうか。それとも、こうした場合は該当しないことになり、両方を同時に診察する医師のみが要件に該当するのでしょうか。

→特に専門医や認定医に限定はしていない。糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有することが要件であるが、糖尿病治療について5年以上経験のある医師と糖尿病足病変の診療について5年以上経験のある医師がチームとして連携し医学管理を行う体制が整っている場合は両方の医師をもって届出ができる。

### 2. 看護師の要件、および適切な研修について

1) 糖尿病看護認定看護師と皮膚・排泄ケア(旧WOC看護)認定看護師は、そのカリキュラムが上記の研修要件を満たすため、認定看護師の認定証があれば専任看護師と認められると聞きましたが、事実でしょうか。また、日本糖尿病療養指導士に関してはいかがでしょうか。

→現時点において適切な研修の要件を満たしているのは下記の通り

- ①日本看護協会 認定看護師教育課程「糖尿病看護」の研修
- ②日本看護協会 認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア(旧創傷・オストミー・失禁(WOC)看護)」の研修
- ③日本看護協会が認定している看護系大学院の「慢性疾患看護」の専門看護師教育課程

→上記以外の研修について、適切な研修に該当するか否かは、各都道府県社会保険事務局に個別にお尋ねいただきたい。

→日本糖尿病療養指導士認定機構が平成19年度までに実施した研修は要件を満たしていない。

2) 皮膚・排泄ケア認定看護師は、褥瘡患者管理加算や褥瘡ハイリスク患者ケア加算の要件で、専任もしくは専従の看護師として申請している場合がほとんどですが、そうした場合は、このたびの糖尿病合併症管理料の専任看護師としての申請はできるのでしょうか。

→褥瘡ハイリスク患者ケア加算の看護師の配置要件は専従であるため、兼任での届出はできない。褥瘡患者管理加算の看護師の配置要件は専任であるので、糖尿病合併症管理料の専任の看護師としても届出は可能であるが、届出にあたっては、それぞれの業務に支障がないように従事する時間(重複しないこと)を明確にしておく必要がある。

以上